



# 防犯まちづくりはなぜ必要なの？

近年、県民の皆さんの身近な場所で起こる犯罪が多発し、多くの方が身近な犯罪に不安を感じている状況です。

## 犯罪の発生件数の動向

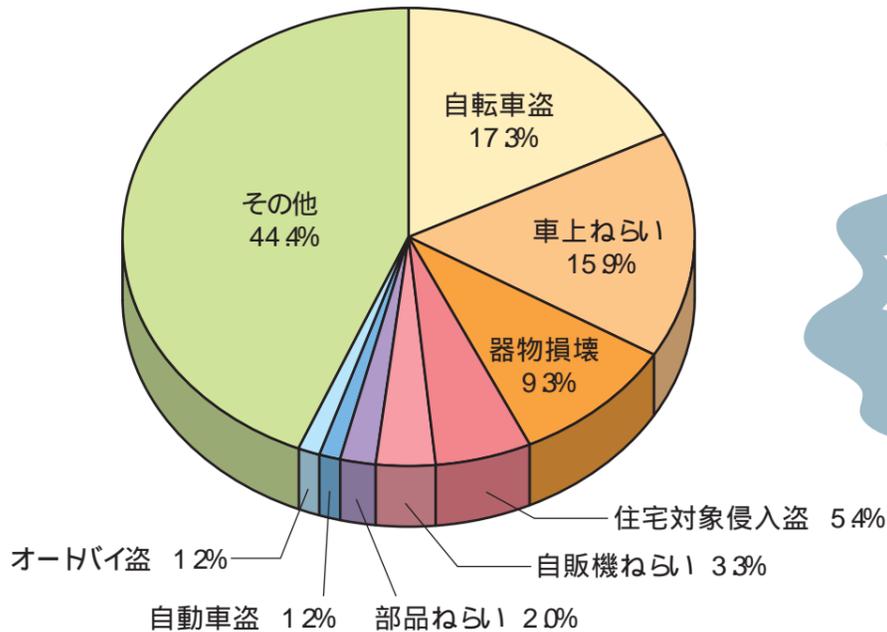
	平成 10年度	平成 16年度
刑法犯認知件数	10,304件	14,648件
街頭犯罪件数	6,334件	8,236件

空き巣、車上狙い、自転車盗等住民の身近で起きる犯罪

1.4倍

1.3倍

## 平成 16年中の刑法犯に占める街頭犯罪等の割合



空き巣

車上ねらい

自転車盗

身のまわりで犯罪が増えているね。このままにしておくといつ犯罪の被害にあうかもしれないから安心して暮らせないね。

昔は地域の連帯感が強く、不審者を寄せ付けない環境（地域防犯力）があったんだけど、今では人と人のつながりが弱くなり地域を支える力も弱くなってしまったからだよ。

まだあるよ。昔と比べて豊かになったのはいいんだけど、モノの大切さ、貴重さが分からなくなり、ルールやモラルを守るといった基本的なことがおろそかになってきているんだよ。それに、テレビやゲームで簡単に人を傷つけたりする場面が日常的に流れてくるよね。あんなことはやっちゃいけないんだよ。

え～！お巡りさんだけじゃだめなの？じゃあどうすれば安心して暮らせるの？

これが一番大事なんだけど「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を一人ひとりが持って、みんなができる範囲で少しずつ協力していくことが大切なんだ。実際に自主的な活動をしている人もたくさんいるよ。わんわんパトロールとかスクールサポート隊とか聞いたことあるだろう？

そのとおりだね。みんなで自主的に防犯に取り組んで安全で安心なまちづくりができればいいね。それと防犯活動だけでなく、地域の人たちが、地域の運動会やあいさつ運動等の催し物に積極的に参加し、地域の絆を深めていくこともとても大切なんだよ。いろいろな形で地域の人たちが団結していく。このことが犯罪の予防につながっていくんだよ。

どうして犯罪が増えたの？

それだけじゃないわよ。家族の形が変わってきて核家族化でおじいちゃんやおばあちゃんがいなくて昼間留守の家が増えて各家庭の対応力も下がってきてるわ。

ふーん。じゃあどうすればいいの？お巡りさんに頑張ってもらえばいいのかな。でも、学校の帰りいつもお巡りさんが見守ってくれるかな。忙しいみたいで交番にいないときもあるよ。

そのとおりだよ。お巡りさんも頑張っているけど、最近はいろいろな犯罪がたくさん起きて、お巡りさんだけじゃ犯罪件数が多いと対応できなくなっているんだよ。

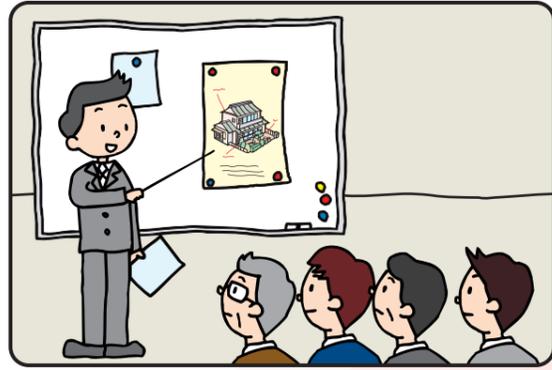
そうそう、近所のおじいちゃんがジャンパーを着て通学路にたってくれてるよ。声もかけてくれるんだ。自分たちのまちは自分たちで守るって大事なことだね。こんな活動をする人がたくさん増えて、みんなで運動に参加していくといいね。

そこで県では、犯罪のない安全で安心な地域社会を実現するため、「県民総ぐるみ」の運動を展開し、「安全で安心なまちづくり＝犯罪の発生する機会を減らすための取組み」のよりどころとしての条例を制定しました。



# 防犯まちづくりにおける役割

県・県民・自治会等・事業者が一体となって地域社会における自主的な犯罪防止活動を推進するとともに、犯罪の防止に配慮した環境を整備することが、防犯対策につながります。自分や家族、財産を守るためにも、地域の防犯活動に積極的に参加し、地域ぐるみで犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりに努めましょう。



## 県の役割

- ・総合的な施策の策定
- ・県民、自治会等、事業者及び市町と連携して、効果的な防犯対策などの広報啓発を行う。



## 事業者の役割

- ・県民、自治会等地域と協力して安全なまちづくりへの積極的な参画をする。



県民、自治会等の役割・一人ひとりが自らの安全を守るという意識で自主的な取り組みをおこなう。  
・地域の活動に参加する。



# 【地域におけるいろいろな活動】

防犯対策でもっとも大切なことは、自分の身や家族、財産を守るという強い気持ちをもつことです。犯罪者をまちに寄せつけないために有効なのは、隣近所同士のコミュニケーションを図ること。日ごろから近所であいさつをしていれば、連帯感が強まり、不審者の姿や物音にも気がつきやすくなります。

県民、自治会等及び事業者の自主的な防犯活動により犯罪のない安全で安心して暮らせる地域づくりが実現します。

犯罪者がもっとも恐れるのは、住民の視線です。「ここでの犯行は無理だ」と思わせる街をつくるには、地域住民の自主的な防犯活動の取り組みを活発にすることです。防犯ボランティアを結成し、防犯パトロールやあいさつ運動など、地域が一体となって犯罪防止に取り組みましょう。

ボランティアの参加は自由です。できる人から、できる時間に、できることから始めましょう。

地域みんなで犯罪をおこしにくいまちをつくらう。

# 防犯まちづくりのための環境整備

犯罪者はたとえ小さなスキでも見逃しません。あなたのまちには「街灯のない暗い道」「人通りのない通学路」「死角が多く、見通しの悪い公園」など、犯罪者に狙われやすい危険な場所はないですか？犯罪が起きてしまったらでは遅いのです。犯罪を未然に防ぐためにも、そういった「地域の弱点」を地域全体で改善していきましょう。

犯罪防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の指針を県で定め、その普及に努める。

暗がり  
をなくす

空地、空家を管理している者は、さくの設置、草刈り、出入口の施錠等犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努める。

植栽や塀は  
低くする

犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、公衆便所、駐車場及び駐輪場の指針を県で定め、その普及に努める。

離れる時は  
必ずカギを  
かける

盗難警報装置等、犯罪の防止に配慮した構造、装置等を自動販売機に備え付けるために必要な措置を講ずるよう努める。

必要に応じて歩道と  
車道を分離する。

深夜商業施設、金融機関、大規模小売店舗及び遊技場を設置、若しくは管理する者又は事業を行うものは、犯罪防止に配慮した構造、設備を有するものし、警備員等を巡回させるなど犯罪の防止に必要な措置を講ずるよう努める。

路上駐車は  
しない

学校通学路等において、児童生徒等の安全の確保に配慮した構造、設備等を有するように指針を示すとともに、学校、警察、自治会等地域が連携して児童生徒等の安全を確保する。

犯罪の防止に配慮した構造等を有し、盗難を防止するための装置を備え付けた自動車、自転車の普及に努める。

## 犯罪者に狙われやすいまち

近所づき合いが少なく、周囲も無関心  
ゴミ出しのルールが守られておらず、散乱している

街灯が少なく、暗がりが多い  
路上駐車が多い

## あなたの家は大丈夫？

まち全体の防犯対策も大切ですが、あなた自身の家は大丈夫でしょうか。自分の身や家族、財産を守るために、まずは自分の周りをできることから見直していきましょう。

外灯  
人感センサー  
監視カメラなどは  
ダミーでも効果的

2階窓  
2階といえども、油断は禁物です。  
ベランダの掃き出し窓が侵入口になる  
ケースは多いのです。

駐車場  
車庫  
2階への足場になら  
ないように、構造・形  
態・位置に留意しまし  
ょう。

面格子  
窓枠を頑丈にし、  
面格子をつけましょう。

ベランダ  
身を隠さないように見  
通しの良い形態・構造  
にしましょう。

勝手口ドア  
死角になりがちな勝手  
口。できる限り道路な  
どから見えやすくしまし  
ょう。

犬がいる

玄関ドア  
頑丈なドア  
性能の高い錠前で!!

物置  
周囲から見通しの良  
い位置に設置しまし  
ょう。

塀  
見通しがきくように  
できるだけ低くしまし  
ょう。

みんなで安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組みましょう。

# 石川 県 防 犯 ま ち づ ぐ り 条 例 の 構 成

## 第 1 章

### 総 則

目的( 1 条 )

基本理念( 2 条 )

役割( 3 条 ~ 6 条 )

推進体制の整備( 7 条 )

#### 県 の 役 割

- ① 施策の策定、実施
- ② 情報提供、技術的助言
- ③ 国、市町との連携、調整
- ④ 市町への技術的助言

#### 県 民 の 役 割

- ① 防犯まちづくりへの理解と自主防犯活動推進への積極的努力
- ② 県、市町、自治会等の取り組みへの協力

#### 自 治 会 等 の 役 割

- ① 防犯まちづくりへの理解と自主防犯活動の主體的推進の積極的努力
- ② 県、市町の施策に呼应し、参画への積極的努力

#### 事 業 者 の 役 割

- ① 防犯まちづくりへの理解と事業活動に係る自主防犯活動への積極的参加
- ② 県、市町の施策及び県民、自治会等の自主防犯活動に協力

## 第 2 章

### 県民への広報啓発、 防犯教育及び自主防 犯活動の促進

広報啓発等( 8 条 )

児童生徒等に対する防犯教育  
の充実等( 9 条 )

青少年に対する法規範の遵守に  
関する意識の醸成( 10 条 )

高齢者、児童生徒等及び障害者  
等に対する見守り等( 1 条 )

自主防犯活動の支援( 12 条 )

## 第 3 章

### 防犯まちづくりのた めの環境整備

犯罪の防止に配慮した住宅の普  
及等( 13 条 ~ 15 条 )

- ① 住宅に関する防犯指針の策定
- ② 指針に基づく建築主等の努力義務
- ③ 建築主に対する情報提供
- ④ 共同住宅の建築主の努力義務

犯罪の防止に配慮した道路等の  
普及等( 16 条、1 条 )

- ① 道路等に関する防犯指針の策定
- ② 指針に基づく道路等の設置者等の努力義務
- ③ 設置者等に対する情報提供  
(注)道路等とは  
道路、公園、公衆便所、駐車場、駐輪場

空地又は空家における犯罪防止  
( 1 条 )

深夜商業施設等の設置者等の努  
力義務等( 19 条 )

- ① 深夜商業施設等の努力義務
- ② 深夜商業施設等に対する情報提供  
(注)深夜商業施設等とは  
深夜商業施設、金融機関、大規模小売店舗、遊技場

学校等、通学路等における児童  
生徒等の安全確保( 20 条、2 条 )

- ① 学校等及び通学路等における児童生徒等の安全確保のための指針の策定
- ② 学校等の設置者の努力義務等
- ③ 県民の通報等の努力義務  
(注)学校等とは  
大学を除く学校、保育所や児童養護施設、知的障害者施設等の児童福祉施設等

犯罪の防止に配慮した自動車等、  
自転車等及び自動販売機の普及  
等( 22 条、23 条 )

- ① 自動車等販売事業者等による犯罪の防止に配慮した自動車等の普及の努力義務
- ② 自動車等販売事業者等に対する情報提供
- ③ 犯罪の防止に配慮した自販機の設置努力

## 第 4 章

### 顕 彰

個人、団体の顕彰( 24 条 )